日調連発第３４７号
令和６年２月７日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

生活保護の受給者番号等の告知要求制限について（依頼）

この度、厚生労働省社会・援護局保護課から法務省民事局民事第二課を通じて、標記に係る適正な取扱いの周知について別添のとおり依頼がありましたので、貴会会員への周知方にご協力いただきますようお願いします。

別添

事　務　連　絡
令和６年１月 18 日

各府省等法令担当課長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護の受給者番号等の告知要求制限について

今般、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 66 号。以下「改正法」という。）により、公費負担者番号及び受給者番号（以下「受給者番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、保護の決定若しくは実施に関する事務若しくは被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務又はこれらに関連する事務の遂行の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

告知要求制限の規定は令和６年３月１日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として受給者番号等の告知を求めることが禁止されます。

告知要求制限の対象となる受給者番号等や、本人確認等のために受給者番号の記載のある書面の提示等を求める際の留意事項は、下記のとおりですので、各省庁におかれては、内容を御了知いただくとともに、適切な取扱いが行われるよう、関係団体に周知いただくようお願いします。

記

１　告知要求制限の対象となる受給者番号等について

告知要求制限の対象となる番号等は、次に掲げる番号等である。

・生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 80 条の２に規定する「公費負担者番号」及び「受給者番号」

２ 本人確認等のために受給者番号の記載のある書面の提示等を求める際の留意事項について

１に掲げる番号等については、医療券、調剤券及び介護券（以下、「医療券等」という。）に記載がなされている。今後も、本人確認等のために医療券等の提示を求めることは可能であるが、告知要求制限に抵触しないよう、以下の点に留意いただくようお願いする。

・ 医療券等の提示を受ける場合には、当該医療券等の受給者番号等を書き写すことのな

いようにすること。また、当該受給者番号等の写しをとる際には、当該写しの受給者番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。

- 医療券等の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者等に対し受給者番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。また、受給者番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。
- 受給者番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。例えば、ホームページ等において、「受給者番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意すること。

【参照条文】

◎ 改正法による改正後の生活保護法（抄）

（受給者番号等の利用制限等）

第八十条の二　厚生労働大臣、保護の実施機関、都道府県知事、市町村長、指定医療機関その他の保護の決定若しくは実施に関する事務若しくは被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務又はこれらに関連する事務（以下この項及び次項において「保護の決定・実施に関する事務等」という。）の遂行のため受給者番号等（公費負担者番号（厚生労働大臣が保護の決定・実施に関する事務等において保護の実施機関を識別するための番号として、保護の実施機関ごとに定めるものをいう。）及び受給者番号（保護の実施機関が被保護者に係る情報を管理するための番号として、被保護者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該保護の決定・実施に関する事務等の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る受給者番号等を告知することを求めてはならない。

２　厚生労働大臣等以外の者は、保護の決定・実施に関する事務等の遂行のため受給者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る受給者番号等を告知することを求めてはならない。

３　何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る受給者番号等を告知することを求めてはならない。

一　厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、受給者番号等を告知することを求めるとき。

二　厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、受給者番号等を告知することを求めるとき。

４　何人も、次に掲げる場合を除き、業として、受給者番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る受給者番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一　厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二　厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5　厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6　厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。